

# 「安心・安全なまちづくり」 を目指して



静岡市消防防災局長 **森下 克弘**

静岡市は、戦国時代には今川義元の城下町として栄え、江戸時代に入ると徳川家康が隠居後入城し、この地で大御所として幕府政治の采配をふるった歴史性豊かな都市です。

また、清水港は、斉明6年(660年)に百済救援用の軍船を作ったことに始まるといわれており、明治32年には、開港場に指定され、以来、国際貿易港としての重要な役割を担っています。

現在の静岡市は、住民発議にもとづく全国4例目の合併協議会を設置し、徹底した市民参加と完全な情報公開による4年間の協議の末、全国的にも例のない中核市「静岡」と特例市「清水」の新設合併という大合併を実現し、平成15年4月1日に誕生しました。そして合併から2年後の平成17年4月1日に全国14番目の政令指定都市となり、さらに本年4月1日には庵原郡蒲原町と合併(編入)しました。総人口は、72万1千余で全国15位、市域面積は1,388.74平方キロメートルであります。

合併から政令指定都市に移行していく中で、消防本部も防災部と一体となり消防防災局として、1局2部7課6消防署15出張所、職員数731人の組織となりました。

「活発に交流し価値を創り合う自立都市」という本市基本構想を実現していくための「安全、快適、活力ある市民が安心して暮らせるまちをつくる」という戦略にもとづき、その一翼を担うため、職員が一丸となって業務に取り組んでおります。

本年7月、「静岡市防災連絡会」という組織を立ち上げました。これは、昭和51年の東海地震説の発表から「自らの地域は皆で守る。」を目的として自主防災組織が結成され、現在、962自治会に972の自主防災組織が結成されております。しかし、東海地震説から早30年が経過し防災訓練のマンネリ化や地震等災害への意識の希薄化など様々な課題が指摘されてきておりました。そこで防災体制を見直し、より実効性をあげるため、連絡会として組織化したものでありますが、従来からの自主防災組織の取組みに加え、地元の消防団及び消防署、さらに防災部からの支援体制を一層強化し、自主防災組織全体の強化を図るというものです。

この他、当市におきましては、市民からの119番通報については、これまで混乱を避けるため、合併から3年の間、旧静岡・清水の両市域をそれぞれに担当する既存施設を活用した2体制で運用しておりますが、本年11月には、新たな消防総合情報システムを構築し、1体制での本格稼働を開始する予定です。

また、本年度、清水区の中山間地における救急需要に応えるため、併せて、近い将来の第二東名高速道路の開通に伴う交通量及び防火対象物の増加を見据えて出張所を建設し、来年度当初から、救急隊を配備した開所を目指しております。

しかしながら、厳しい行財政改革の現下における「安心・安全なまちづくり」に向けては、東海地震などの大災害に対する対策、高齢化社会への傾倒により急増し続ける救急要請への対応、国民保護対策の推進、住宅用火災警報器設置の推進、消防施設の適正配置による整備事業など、依然として多くの課題が山積しております。

緊急消防援助隊の活動など昨今の諸課題について、地域を代表する消防機関として貢献する努力は、もちろんのこと、まず、消防活動を推進するのに必要な消防基盤を強固にしていくなど、政令指定都市の名に恥じない組織作りに鋭意取り組んでまいりたいと思います。

# 消防の動き



平成18年  
8月号

No. 425

- 市町村の消防の広域化に関する基本指針の策定及び消防広域化推進本部の設置
- 消防団協力事業所表示制度に関する検討会の開催
- 救急救命士の処置範囲拡大（薬剤投与スタート）
- 大容量泡放水砲用泡消火薬剤の基準について

FDMA  
住民とともに

総務省消防庁  
Fire and Disaster Management Agency





# 市町村の消防の広域化に関する基本指針の策定及び消防広域化推進本部の設置

## 消防・救急課

### 1 基本指針の策定

消防庁では、7月12日、消防組織法（昭和22年法律第226号）第32条第1項にもとづき、市町村の消防の広域化に関する基本指針（平成18年消防庁告示第33号。以下「基本指針」という。）を定めました。

基本指針においては、同条第2項にもとづき、以下の事項が定められています。

- (1) 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
  - (2) 自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間
  - (3) 推進計画に定める市町村の組合せ及び都道府県における必要な措置に関する基準
  - (4) 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
  - (5) 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項
- 以下、それぞれの項目ごとに基本指針を概説します。

#### (1) 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

基本的な事項としては、広域化の必要性、消防組織法における広域化の基本的な考え方、国における広域化推進施策を定めています。

広域化の必要性としては、消防を取り巻く環境の変化に的確に対応するために、広域化を行うことによって行財政上の様々なスケールメリットを実現することが有効であること、また、将来人口の減少等の現状にかんがみると、今後ともより一層広域化を推進することが必要であるとしています。

消防組織法における広域化の基本的な考え方として、広域化は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として行わなければならないこと、その対象は常備消防であり、消防団は対象でないこと等を改めて明記しています。

また、国における広域化推進施策として、

- ① 消防広域化推進本部の設置（後述の 2 を参照）
- ② 広域化に関する広報及び普及啓発

- ③ 広域化の推進に関する制度、先進事例、留意事項等についての都道府県及び市町村に対する情報提供
- ④ 広域化に関する個別具体の相談に応じるための相談体制の確保充実
- ⑤ 必要な財政措置を行うとしています。

#### (2) 自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間

基本指針において、広域化は、消防の体制の整備及び確立のため、不断に取り組んでいかなければならない課題であるが、これまでの実績を踏まえたうえで、今後着実に推進するためには、当面、一定の期限を区切って広域化に取り組むことが必要であるとしています。

そこで、推進計画の策定期限については、できる限り早期に推進計画を定めることが望ましいが、遅くとも平成19年度中には定めることとしています。

また、広域化対象市町村においては、推進計画策定後5年度以内（平成24年度まで）を目途に広域化を実現することとしています。

#### (3) 推進計画に定める市町村の組合せ及び都道府県における必要な措置に関する基準

推進計画策定に当たっての留意事項として、関係者のコンセンサスを得ながら広域化の推進に努めること等を定めています。

また、広域化対象市町村の組合せに関する基準について、広域化の規模としては、一般論としては、消防本部の規模が大きいほど望ましいとしています。そのうえで、現状を踏まえつつ、これからの消防に求められる消防力、組織体制、財政規模等にかんがみると、管轄人口の観点からいえばおおむね30万以上の規模を一つの目標とすることが適当であるとしています。

ただし、各市町村は、管轄面積の広狭、交通事情、島嶼部などの地理的条件、広域行政、地域の歴史、日常生活圏、人口密度及び人口減少などの人口動態等の地域の事情をそれぞれ有しているため、これらに対する十分な考慮が必要であるとしています。

さらに、既存の消防広域化基本計画にもとづいて行わ

れた広域化の状況及び非常備市町村の常備化の必要性に配慮する必要がある、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第59条第1項に規定する構想により定められた組合せに十分留意する必要があるとしています。

都道府県における必要な措置に関する基準については、

- ① 広域化を推進するための体制の整備
- ② 住民及び関係者に対する情報提供
- ③ 相談対応体制の確保、職員の派遣等
- ④ 関係市町村間の協議の積極的な推奨、仲介、調整等
- ⑤ 広域化に関する調査研究

等を参考にしつつ、必要な措置を定め、都道府県として広域化の推進に積極的に取り組むこととしています。

#### （４）広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項として、広域化後にその効果を十分発揮することができるよう、広域化後の消防において一元的な部隊運用、出動体制、事務処理等が行われることが重要であること、構成市町村等との意思疎通及び情報共有に特に意を用いる必要があること等を定めています。

また、広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策として、例えば、以下のような事項について組合等の規約等において定めることが有効であるとしています。

- ① 負担金又は委託料に係る基本的なルール
- ② 職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画を策定すること。
- ③ 中長期的な整備費用の見直しを含めた消防力の整備計画を策定すること。
- ④ 部隊運用、指令管制等に関する計画を策定すること。
- ⑤ 災害時等における構成市町村等の長と消防長等との間の相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること。
- ⑥ 構成市町村等間の迅速な意見調整を可能とするための仕組みを構築すること。
- ⑦ 消防事務の運営に関して住民の意見を反映できるようにすること。

#### （５）市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

消防団については、地域に密着した消防防災活動を行うという特性上、消防組織法にもとづき推進する広域化の対象とされていませんが、広域化後の消防本部と消防団の緊密な連携の確保が必要となるとしています。

そのための具体的な方策として、

- ① 連絡調整担当の団長を指名することによる常備消防との一元的な連絡調整
- ② 各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施
- ③ 消防署所への消防団との連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催等
- ④ 常備消防と消防団との連絡通信手段の確保

が示されており、これらを参考にしつつ、地域の実情に応じて両者の連携確保を図ることが必要であるとしています。

また、防災・国民保護担当部局との緊密な連携の確保についても必要としたうえで、そのための具体的な方策として、

- ① 夜間等の防災業務のうち初動時の連絡体制などの消防本部への事務委託
- ② 構成市町村等の長及び危機管理担当幹部と消防長等による協議会の設置
- ③ 各構成市町村等と消防署所との連携確保のための定例的な連絡会議の開催、災害対策本部への署所員の派遣等
- ④ 防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流
- ⑤ 総合的な合同防災訓練の実施
- ⑥ 情報通信手段の充実による連絡体制の強化
- ⑦ 防災行政無線を消防通信指令部門に設置することによる24時間体制の確保

が示されており、これらを参考にしつつ、地域の実情に応じて両者の連携確保を図ることが必要であるとしています。

## 2 消防広域化推進本部の設置

消防庁では、基本指針の策定と合わせて、広域化の推進方策の検討及び実施並びに都道府県及び市町村における広域化の取組みを支援するために、消防庁長官を本部長とする消防広域化推進本部を設置しました（7月12日）。

同日には、第1回会合を開催し、推進本部の当面の取組み等について議



消防広域化推進本部の看板を設置する板倉敏和消防庁長官と長谷川彰一消防・救急課長



論を行いました。

また、同本部に広域化推進相談窓口を開設し、全国を5つの地域に分け、地域ごとに担当者を配置しました。各都道府県からのみならず、各市町村や各消防本部からのご相談も受け付けますので、ぜひともご活用ください。  
(事務局：消防庁消防・救急課 03—5253—7522)

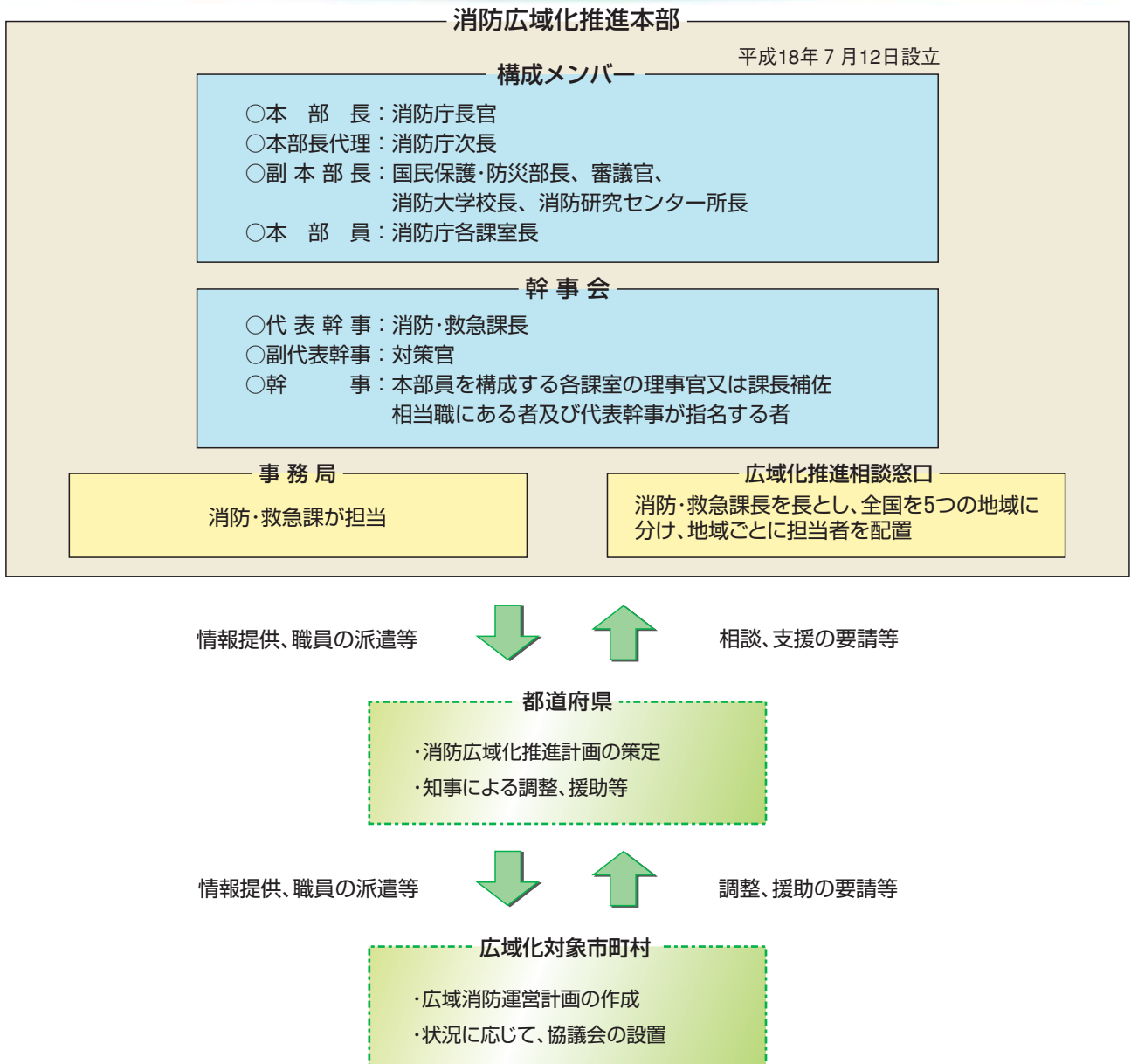
さらに、各都道府県及び各市町村からのご依頼に応じて、消防広域化推進アドバイザーの派遣や説明会・講演会の開催等も行いますので、こちらについてもご活用ください。

今後消防庁としても、消防広域化推進本部を中心として全庁を挙げて広域化を推進します。

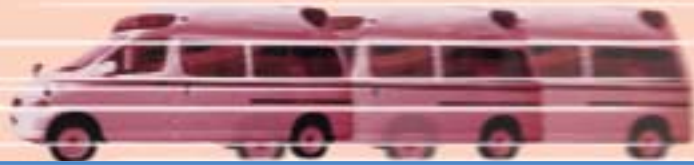


第1回会合で挨拶をする板倉敏和消防庁長官

## 消防広域化の推進体制について







# 消防団協力事業所表示制度に関する検討会の開催

防災課

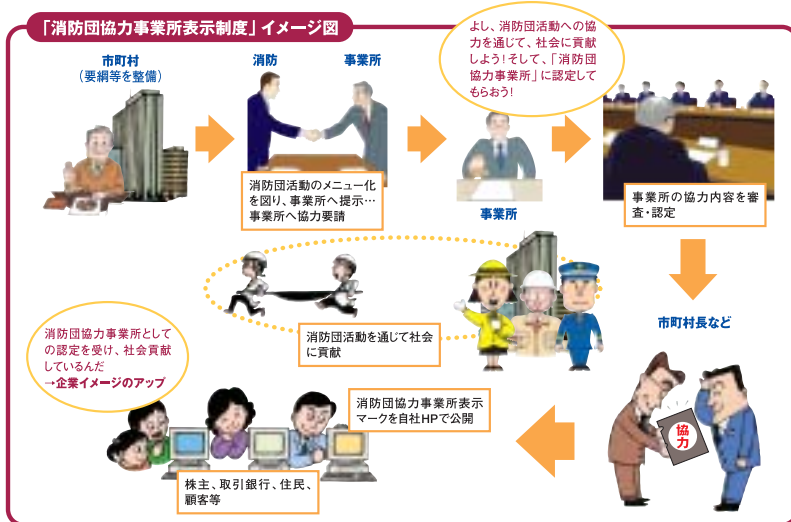
消防庁では、平成17年度に設置した「消防団と事業所の協力体制に関する調査検討会」における提言を踏まえて、事業所として消防団活動に協力することが、その地域に対する社会貢献及び社会責任として認められ、当該事業所の信頼性の向上につながるるとともに、協力を通じて地域における防災体制がより一層充実するための仕組みである『消防団協力事業所表示制度（以下「表示制度」という。）』を構築するため、『消防団協力事業所表示制度に関する検討会（以下「検討会」という。）』を庁内に設置しました。

この検討会では、

- 表示制度の全体的な仕組み
- 表示制度の効果的な普及策
- 表示制度に係るインセンティブ

などについて検討することとしており、平成18年6月14日に第1回検討会を開催しました。委員は、消防団、消防本部をはじめ、市町村、経済団体、民間企業等の関係者の方々に、それぞれの分野・専門的立場から活発な意見が出されました。今後、更なる検討を重ね、具体的な運用方法を決定し、今年度中の制度運用開始を予定しています。

表示制度は、消防団員の被雇用化率が約7割となってきた現状にかんがみ、事業所との協力体制を構築し、消防団の活動環境の改善を図ることによって、地域の安心・安全が推進されることを目的としておりますので、消防庁では多くの市町村にこの趣旨をご理解いただき、導



入していただくことを期待しています。

なお、協力事業所に表示するマークについては、公募により広く募集することとしました。

## 消防団協力事業所表示制度に関する検討会委員

(50音順、敬称略)

座長	小林 恭一	総務省消防庁 国民保護・防災部長
委員	伊藤 新一	成田市消防本部 総務課長
委員	井上 好幸	姫路市消防局 次長
委員	植木 一之	財団法人日本消防協会 業務部長
委員	海老原邦雄	全国消防長会 総務部長
委員	岡本 桂成	松山市消防局 総務課主幹
委員	河合 毅	日本商工会議所 企画調査部 主任調査役
委員	北原慶一郎	船橋市消防局 警防課長
委員	篠崎 充	社団法人日本経済団体連合会 社会第二本部 企業倫理グループ長兼企業・社会グループ副長
委員	島田 勉	三鷹市 総務部 防災課長
委員	鈴木 喜男	トヨタ自動車株式会社 東京総務部 企画サービス室長
委員	須藤 國夫	東京消防庁 防災部 消防団課長
委員	園田 健次	全国市長会 行政部長
委員	平山 優	全国町村会 行政部長
委員	不破 幸夫	金沢市消防団連合会 会長
委員	堀 格	日本電気株式会社 事業支援部 リスク管理エキスパート
委員	山本 敏明	北九州市消防局 警防部 警防課長



小林恭一座長 (国民保護・防災部長) による開会のあいさつ



# 救急救命士の処置範囲拡大（薬剤投与スタート）

救急企画室

## 1 経緯

平成18年4月1日から救急救命士による薬剤（アドレナリン<sup>\*1</sup>）投与がスタートしました。薬剤投与は、器具を用いた気道確保や静脈路確保のための輸液と同様に医師の具体的指示のもと、心肺機能停止の状態である傷病者に対して行うことができます。

平成3年の救急救命士制度の発足以来、救急救命士が心肺停止状態の傷病者に対して行うことのできる処置範囲の拡大については、平成14年12月及び平成15年12月に「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」（座長：松田博青日本救急医療財団理事長）がそれぞれ取りまとめた報告書を受けて、メディカルコントロール体制<sup>\*2</sup>の整備を前提として、平成15年4月より包括的指示による除細動、平成16年7月より気管挿管が可能となりました。今回の救急救命士の薬剤投与については、平成14年12月の報告書では、実施にあたって、踏まえるべき検証や必要な措置に課題を残すこととなりましたが、平成15年12月の報告書において、救急救命士の新規養成課程の就業期間の見直しや国家試験の見直し、既存の救急救命士に対する講習や認定、事前事後のメディカルコントロール体制の充実、事故訴訟発生時の体制整備等の諸条件の整備や普及を図ったうえで、アドレナリンに限り使用を認めることとされました。そして、平成17年3月10日に「救急救命士法施行規則の一部を改正する省令」等が公布され、実施に向けた準備期間を経て、本年4月より薬剤投与の実施が可能となりました。

## 2 体制

救急救命士が薬剤投与を行えるようになるには、講習及び実習が必要となります。平成18年4月以降に実施された国家試験に合格した新規救急救命士については、改正後の救急救命士養成課程中のカリキュラムに講習及び実習が含まれていますが、既存の救急救命士については、①現場活動において、心臓機能停止傷病者の病態に応じて薬剤を的確かつ安全に施行する能力の取得、②薬剤投与に伴う危険因子を認識し、事故発生時に適切に対処できる能力の取得、③薬剤投与はメディカルコントロール下で行われているということの認識の3点を目標に講習と実習（病院実習を含む）を修了し、地域のメディカルコントロール協議会の認定を受けることが必要となります。この追加講習は、消防大学校や救急振興財団救急救命九州研修所、都道府県消防学校や政令市の救急救命士養成所、メディカルコントロール協議会が選定した施設等において実施されています。運用が開始された平成18年4月1日現在、44都道府県において598名の救急救命士が薬剤投与の認定を受け、41都道府県で460名が現場で薬剤投与認定救急救命士として活躍しています。また、そのうち322名は気管挿管も合わせて実施することができます。今年度中はさらに、救急振興財団救急救命九州研修所で開催される追加講習4期800人の養成を含めて、約2,600人の薬剤投与可能な救急救命士が誕生し、全都道府県で救急救命士の薬剤投与が実施となる予定です。



薬剤追加講習実施風景



（写真提供：救急振興財団 救急救命九州研修所）



### 3 今後の対応

消防庁救急企画室では、今後も関係機関と連携を図りながら、救急救命士の薬剤投与や気管挿管実施に向け、円滑な講習や実習が行われるようサポート体制を整えて行くとともに、救急活動における救命率の向上が図られ、一人でも多くの方の社会復帰へと結びつくことを期待しています。

#### 用語解説

- ※ 1 アドレナリン（別名 エピネフリン）  
心拍再開のための強心剤
- ※ 2 メディカルコントロール体制  
医学的観点から救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置の質を担保すること。救急活動時の指示・指導・助言、実施した活動の医学的判断等についての事後検証、救急救命士の資格取得後再教育の3つの体制からなる。

### 救急救命士の薬剤投与体制状況

平成18年4月1日現在

都道府県名	薬剤投与のみ認定者		気管挿管・薬剤投与 ともに認定者		薬剤投与運用 開始状況 (予定)	薬剤追加講習 修了者	薬剤病院実習 修了者	薬剤投与実習 協力施設	追加講習 実施計画	病院実習 実施計画
	運用数	ともに運用数	追加講習 平成18年度	病院実習 平成18年度						
北海道	20	15	16	14	○	38	37	25	148	148
青森県	0	0	0	0	(平成18年5月)	2	0	3	18	18
岩手県	0	0	2	2	○	2	2	7	20	19
宮城県	1	1	4	3	○	6	5	5	53	43
秋田県	0	0	0	0	(平成18年7月)	0	0	3	6	6
山形県	1	1	3	3	○	4	4	6	11	11
福島県	3	3	3	3	○	6	6	4	20	20
茨城県	2	2	2	2	○	4	4	13	33	33
栃木県	0	0	2	2	○	2	2	7	23	23
群馬県	1	0	1	0	(平成18年5月)	2	2	1	15	12
埼玉県	16	14	34	31	○	53	50	6	70	67
千葉県	0	0	6	6	○	30	6	10	138	126
東京都	6	3	54	51	○	61	61	23	55	55
神奈川県	5	3	1	1	○	51	6	19	88	85
新潟県	0	0	2	2	○	4	2	19	63	45
富山県	0	0	2	2	○	2	2	6	13	13
石川県	0	0	3	0	(平成18年6月)	3	3	2	12	11
福井県	0	0	2	2	○	2	2	2	13	13
山梨県	7	5	10	10	○	17	17	1	20	20
長野県	0	0	3	3	○	3	3	8	55	52
岐阜県	1	1	2	2	○	3	3	25	24	24
静岡県	24	21	8	8	○	39	32	16	71	65
愛知県	34	0	53	0	(平成18年5月)	88	87	28	102	102
三重県	2	2	0	0	○	3	3	21	37	137
滋賀県	0	0	1	1	○	4	1	8	19	19
京都府	9	7	21	18	○	33	32	17	43	41
大阪府	29	27	68	66	○	103	99	13	85	82
兵庫県	4	4	57	56	○	70	61	32	130	133
奈良県	3	2	2	2	○	5	5	2	55	55
和歌山県	0	0	2	2	○	2	2	2	21	21
鳥取県	0	0	4	3	○	4	4	6	26	25
島根県	16	15	1	1	○	37	21	9	53	47
岡山県	0	0	2	2	○	3	2	6	33	33
広島県	0	0	3	3	○	5	5	13	83	77
山口県	0	0	3	3	○	3	3	8	31	131
徳島県	0	0	2	2	○	2	2	5	16	14
香川県	1	1	1	1	○	2	2	3	15	15
愛媛県	0	0	3	3	○	3	3	24	27	24
高知県	0	0	3	3	○	3	3	4	12	12
福岡県	10	7	2	1	○	19	12	7	40	44
佐賀県	2	1	0	0	○	2	2	2	14	14
長崎県	1	1	1	1	○	2	2	3	16	18
熊本県	2	1	2	2	○	4	4	4	22	22
大分県	1	1	1	0	○	3	2	3	17	16
宮崎県	0	0	3	3	○	4	4	3	16	13
鹿児島県	0	0	2	2	○	3	2	4	21	22
沖縄県	0	0	0	0	(平成18年9月)	3	2	10	19	19
合計	201	138	397	322	41	744	614	448	1922	2045





# 大容量泡放水砲用泡消火薬剤の基準について

**特殊災害室**

## 1 はじめに

平成15年9月26日の十勝沖地震から約54時間が経過した後、北海道苫小牧市内の石油精製事業所において発生した浮き屋根式タンクの全面火災を踏まえ、特定事業所における消防力の充実強化を図るため、石油コンビナート等災害防止法等の一部改正により、特定事業所の自衛防災組織等に、新たな防災資機材として大容量泡放水砲等及び大容量泡放水砲に適した大容量泡放水砲用泡消火薬剤の配備が義務付けられました。

本稿では、大容量泡放水砲で使用する「大容量泡放水砲用泡消火薬剤」の要件等について解説します。

## 2 新たな基準の制定

タンク火災において大容量泡放水砲等を用いて外部から泡を投入する消火方法に使用する泡消火薬剤には、耐油汚染性、耐火性、耐密封性が必要です。また、発泡倍率が高い方が油面を展開する泡量が多くなりますが、発泡倍率が大きすぎる泡は、耐火性、展開性は低下し、泡をタンクに投入する場合は、風にあおられてタンクに届かないため、バーンバック、油面封鎖性などをも考慮するタンク火災を対象とする場合の有効な発泡倍率が必要です。さらに、還元時間（発泡前の泡水溶液の容量の25%の泡水溶液が泡から還元するために要する時間）が早すぎる泡は、安定性、保水性が悪く、遅すぎる泡は油面の展開性が遅れるため、同様に有効な還元時間が必要です。

しかし、現行の泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令（以下「規格省令」という。）の検定試験方法では、これらの性能を適切に評価・判定することが困難なことから、大容量泡放水砲等の消火方法を踏まえた泡性状の測定、消火試験方法及び判定基準となる泡性状、消火性能（消火試験、耐火性試験及び密封性試験）等について検

討を行い、次に示す要件等を満たす大容量泡放水砲用泡消火薬剤の基準（平成18年消防庁告示第2号）を定めました。

## 3 大容量泡放水砲用泡消火薬剤の基準の概要

### 1. 発泡性能

温度20度の泡水溶液を別図1に示す試験用ノズルを用いて発泡させ、泡が自然落下する地点に置いた別図2に示す泡コレクターを介して別図3に示す泡コンテナに泡を受けた場合、当該泡の容量は、発泡前の泡水溶液の容量の6倍以上10倍未満であり、かつ、還元時間は2分以上であること。

※ 変質試験後の泡水溶液についても同様とします。

### 2. 消火性能

200リットルのノルマルヘプタンを入れた別図4に示す消火試験用円形火皿に点火し、点火1分後に温度20度の泡水溶液を消火試験用円形火皿に3分間発泡させた場合、その消火に要する時間は、4分以内であること。

また、発泡を終了してから15分後に1リットルのノルマルヘプタンを入れた別図5に示す耐火性試験用ポットを泡面の中央部に置いて点火し、5分間燃焼させた場合において、再燃しないものであり、かつ、発泡を終了してから20分後に点火器を用いて泡面に炎を近づけても再燃しないものであること。

※ 変質試験後の泡水溶液についても同様とします。

### 3. 表示

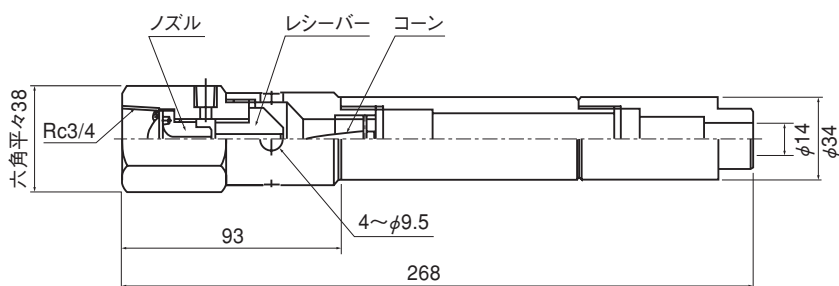
大容量泡放水砲用泡消火薬剤の容器には、大容量泡放水砲用泡消火薬剤である旨を見やすい箇所に容易に消えないように表示しなければならないこととする。

大容量泡放水砲に用いる泡消火薬剤については、規格省令に定める検定試験以外の試験が必要となります。ただし、大容量泡放水砲用泡消火薬剤についても消防法施行令（昭和36年政令第37号）第37条第1項第3号に規定する泡消火薬剤とされており、当該泡消火薬剤は、消防法（昭和23年法律第186号）第21条の2の規定により検定を行うものとされている。このことから、大容量泡放水

砲用泡消火薬剤についても検定を行い、規格省令に適合しているかどうかの判定をしなければなりません。

よって、新たな技術開発等にもとづく製品に柔軟に対応することを目的に昭和62年に策定された規格省令第17条の基準の特例を用いることにより、大容量泡放水砲用泡消火薬剤としての型式承認を受けることとなります。

別図1 試験用ノズル

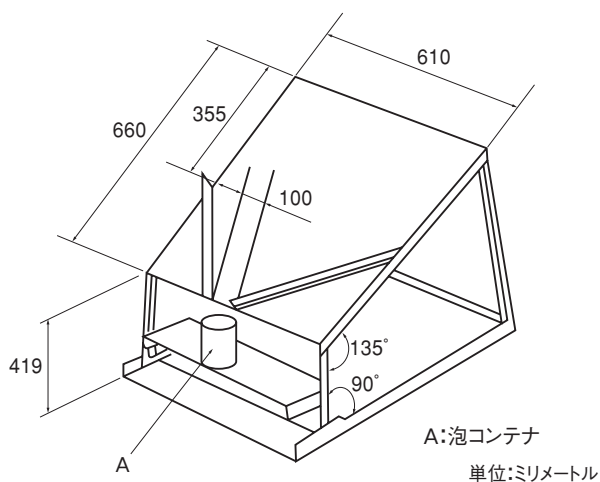


仕様

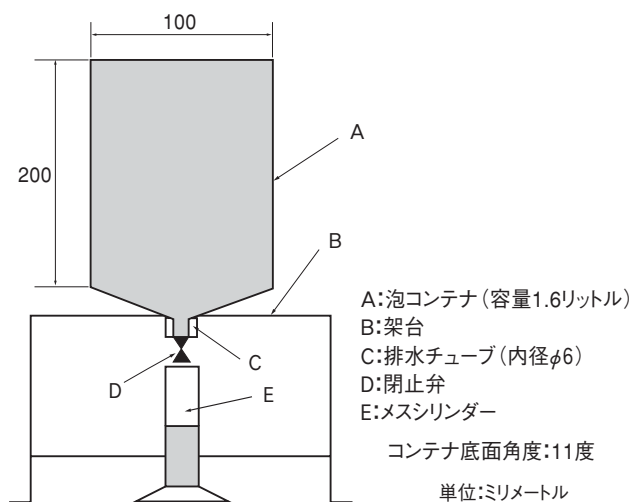
吐出量:10 L/min 於 0.7MPa  
接続:Rc3/4

単位:ミリメートル

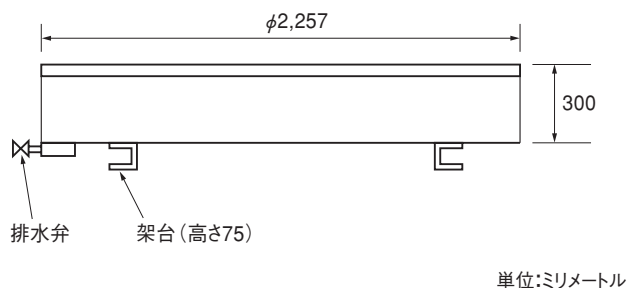
別図2 泡コレクター



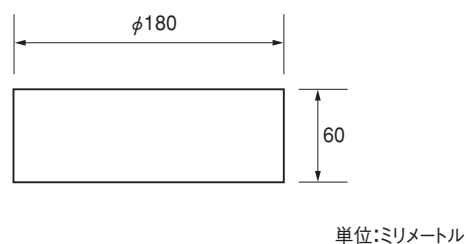
別図3 泡コンテナ



別図4 消火試験用円形火皿



別図5 耐火性試験用ポット





## 平成18年(1月～3月)における火災の概要(概数)

防災情報室

### 1 総出火件数は1万6,358件、前年同期比1,166件の増加

平成18年(1月～3月)における総出火件数は1万6,358件であり、前年と比べると、1,166件の増加(+7.7%)となっており、おおよそ1日あたり182件、8分ごとに1件の火災が発生したことになります。

これを、火災種別ごとに見ますと次表のとおりです。

種別	件数	構成比(%)	前年同期比	増減数(%)
建物火災	9,281	56.7%	-57	-0.6%
車両火災	1,527	9.3%	-71	-4.4%
林野火災	684	4.2%	+210	+44.3%
船舶火災	21	0.1%	-10	-32.3%
航空機火災	1	0.0%	+1	+100.0%
その他火災	4,844	29.6%	+1,093	+29.1%
総出火件数	16,358	100.0%	+1,166	+7.7%

### 2 火災による死者は10人の減少、負傷者は101人の増加

火災による死者は806人で、前年同期と比べると10人の減少(-1.2%)となっています。

火災による負傷者は2,720人であり、前年同期と比べると101人の増加(+3.9%)となっています。

### 3 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く)は507人で16人の増加となり、1月～3月期における過去最多を記録

建物火災における死者は、633人となり、放火自殺者等を除くと558人となります。また、633人のうち住宅(一般住宅、共同住宅及び併用住宅)火災における死者は、572人であり、放火自殺者等を除くと507人となっています。これを前年同期と比べると16人の増加(+3.3%)となり、昭和54年以降の1月～3月期における過去最多となっています。

なお、建物火災の死者に占める住宅火災の死者(放火自殺者等を除く)の割合は、90.4%で、出火件数の割合60.9%と比較して非常に高いものとなっています。

### 4 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く)の約6割が高齢者

住宅火災による死者(放火自殺者等を除く)507人のうち、290人(57.2%)が65歳以上の高齢者です。

また、住宅火災における死者の発生した経過別死者数の前年比較は、逃げ遅れ315人(4人の増・+1.3%)、着衣着火30人(1人の減・-3.2%)、出火後再進入11人(1人の増・+10.0%)、その他151人(12人の増・+8.6%)となっています。

### 5 出火原因の第1位は「放火」、続いて「たばこ」

全火災1万6,358件を出火原因別にみると、「放火」1,726件(10.6%)、「たばこ」1,674件(10.2%)、「こんろ」1,487件(9.1%)、「放火の疑い」1,406件(8.6%)、「たき火」1,078件(6.6%)の順となっています。また「放火」及び「放火の疑い」を合わせると、3,132件(19.1%)となっています。

### 6 住宅防火対策への取組み

平成18年6月1日、新築住宅に住宅用防災機器の設置・維持を義務付けた改正消防法が施行されました。既存住宅については、市町村条例で定める日(平成19年～平成23年)までは猶予されますが、できるだけ早い時期に設置することが必要です。消防庁では報道機関や広報紙等と連携した広報の実施や、消防団・婦人(女性)防火クラブ及び自主防火組織等と連携した普及啓発活動等により、住宅用火災警報器の早期設置の促進等を図ってきたところですが、このような状況を克服するためには、更なる住宅防火対策の徹底が必要です。

## 7 林野火災への取組み

林野火災の件数は684件で、前年同期と比較すると210件の増加(+44.3%)となっています。また、延べ焼損面積は約481haで、前年同期と比較すると312haの増加(+185.1%)となっています。

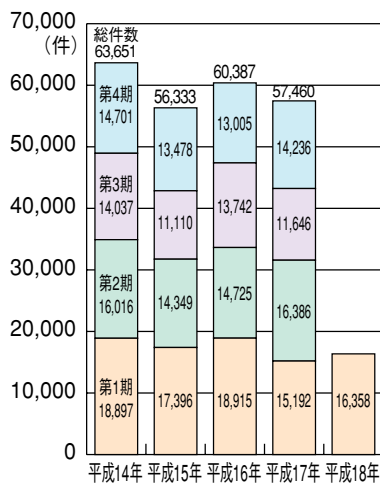
消防庁では、林野火災の多発状況を踏まえつつ、主な出火原因である人的失火の抑制による林野火災の低減を図るため、平成16年10月「林野火災の有効な低減方策検討会」を設置し、火災警報の効果的な運用、火の使用制限のあり方などに関する検討を行い、

平成17年3月に、その検討内容を取りまとめました。

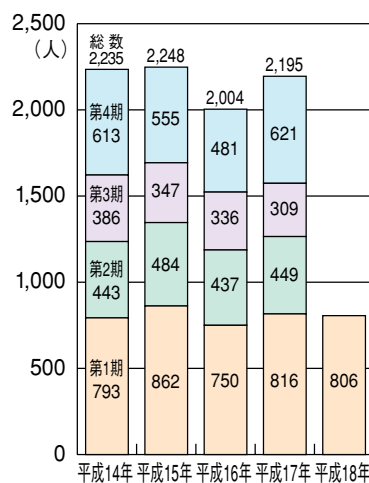
この検討会の報告を踏まえ、平成17年8月には、失火防止対策として火災警報発令時における喫煙の制限に関して火災予防条例(例)の一部改正を実施したところです。

さらに、毎年、林野庁と共同で林野火災が多発、増加する春季全国火災予防運動期間中の3月1日から7日までを全国山火事予防運動の統一実施期間と定め、平成18年についても、「火の用心 森の恵みを未来まで」という統一標語のもと、様々な広報活動を通じて山火事の予防を呼びかけたところです。

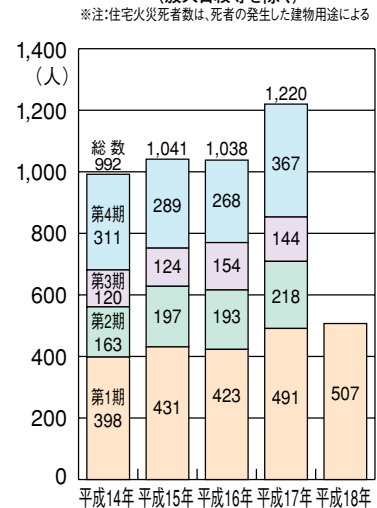
過去5年間の火災の推移



過去5年間の死者の推移



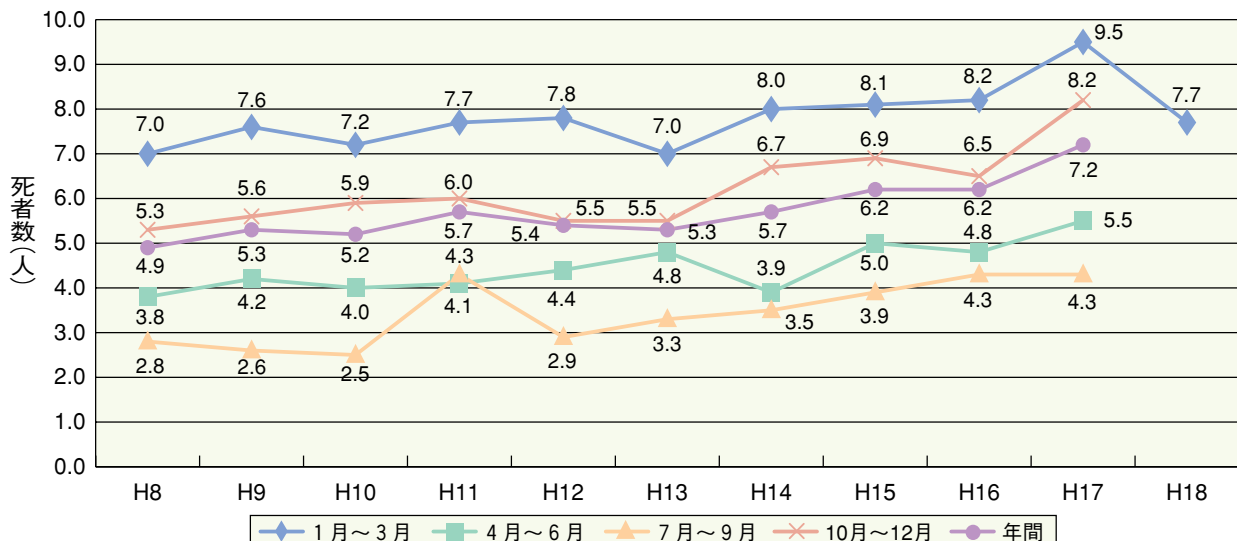
過去5年間の住宅火災における死者の推移  
(放火自殺等を除く)



※第1期(1月～3月)、第2期(4月～6月)、第3期(7月～9月)、第4期(10月～12月)

住宅火災における死者の発生率

※住宅火災(放火を除く)100件あたりの、住宅火災死者(放火自殺者等を除く)の死者数





# 消防職員委員会の運営について

## ～平成17年度の運営状況を踏まえて～

消防・救急課

消防職員委員会については、平成8年の制度施行以降の取組や運営方法についての検証を行った上で、平成17年5月に消防職員委員会の組織及び運営の基準(平成8年消防庁告示第5号)の一部改正を行い、意見取りまとめ者制度の創設等の制度改正を行いました。

消防庁では、毎年度、消防職員委員会制度の円滑な運営と定着を図るため、全国すべての消防本部を対象に運営状況調査を実施しているところであり、平成17年度における消防職員委員会の運営状況の調査結果を取りまとめました。その概要は後掲調査の結果の通りです。

この結果をみると、制度創設以降、消防職員委員会制度の定着が図られているところですが、消防庁としては、今回の調査結果を踏まえて、今後における消防職員委員会制度のより一層の円滑な運営を図るため、以下のような点に留意する必要があると考えます。

### 1. 毎年1回、年度前半に開催

委員会の会議は、毎年度の前半に1回開催することを常例とするとともに、必要に応じ、開催するものとするとしておられるところ、「常例」とは「通常の例」という意味であり、特段の事由がある場合には複数回の開催も可能であるが、制度の趣旨にかんがみ、少なくとも毎年度1回は開催しなければならないこと。

仮に、意見提出がない場合であっても、制度の趣旨に沿った円滑な運営を図るための検討や、事務局からの各種報告事項等を議題として委員会を開催しなければならないこと。

また、委員会の意見を受けて消防長が具体的に処置するためには、予算措置が必要となることが多いことから、次年度予算編成作業を勘案し、年度前半に委員会の会議を開催すること。

### 2. 審議結果の職員への通知

委員会の審議の結果等を職員に対して示すことにより、委員会の公正性・透明性をより向上させるという趣旨から、意見を提出した職員及び意見取りまとめ者に対し、当該意見の委員会での審議の結果及び当該結果に至った理由を通知するとともに、職員全員に対し、委員会の消防長に対する意見を含めた審議概要を周知するものとするとしておられるところ。以上の通知及び周知を遺漏なきよう行うこと。

なお、仮に職員からの意見提出がなく、委員会を開催した場合であっても、その議事概要等を職員に対し周知することが望ましいこと。

### 3. 意見取りまとめ者制度の活用

意見取りまとめ者制度は、より効率的かつ円滑な委員会の運営に資するという趣旨から創設されたことにかん

がみ、当該制度について職員に対する普及啓発に努め、その円滑な運用を図ること。

意見取りまとめ者制度が創設された趣旨にかんがみれば、職員から提出された意見は、原則として意見取りまとめ者を経由して提出されることが望ましいこと。

## 平成17年度消防職員委員会運営状況調査の結果

平成18年3月31日現在	消防本部数	814本部
--------------	-------	-------

(※以下の集計は、平成18年3月31日時点の消防本部(814本部)による)

### (概要)

#### ① 開催状況

ほぼすべての消防本部で消防職員委員会の会議が開催され、開催時期にあつては、7割以上の消防本部が年度前半に開催しています。

すべての消防本部は、消防職員委員会の会議を毎年度の前半に一回開催する必要があります。

#### ② 審議件数

平成17年度においては、5,354件の意見が消防職員委員会で審議されました。制度施行以来、合計で5万5,000件を超える勤務条件等に関する意見について、審議を重ねてきたこととなります。

#### ③ 審議結果

平成17年度に審議された5,354件の意見のうち、消防職員委員会において「実施が適当」とされたものが2,236件(41.8%)を占めました。さらにこの74.2%に当たる1,660件は、消防長の処置結果において「実施を決定(970件)」及び「実施に向かって検討(690件)」とされ、消防職員委員会で審議された意見が着実に実現に向かっていきます。

#### ④ 平成16年度に審議された意見の実現状況

消防職員委員会において「実施が適当」とされた意見のうち、消防長の処置により実施に至った件数の割合は、平成17年度末で58.8%あり、審議された意見が着実に実現しています。

### 1. 開催状況

	消防本部数	構成比
開催	812本部	99.8%
未開催	2本部	0.2%

### 2. 開催時期

	消防本部数	構成比
年度前半	580本部	71.4%
年度後半	232本部	28.6%

### 3. 委員の構成

	職員数	構成比
管理職員の数	876人	11.6%
非管理職員の数	6,657人	88.4%

## 4. 職員への通知及び周知

	消防本部数	構成比
①意見提出者及び意見取りまとめ者に対し、審議結果及びその理由を通知するとともに、②委員会の消防長に対する意見を含めた審議概要を職員全員に周知	303本部	37.3%
①を実施	393本部	48.4%
②を実施	722本部	88.9%

## 5. 意見取りまとめ者を經由

	意見数	構成比
委員会で審議された意見のうち、意見取りまとめ者を經由して提出された意見	2,833件	52.9%

## 6. 審議状況と処置結果

### (1) 委員会の審議結果

審議意見	審議件数	審議結果				
		実施が 適当	諸課題を 検討	実施は 困難	現行 どおり	その他
勤務条件・ 厚生福利	2,357 44.0%	959 17.9%	642 12.0%	135 2.5%	561 10.5%	60 1.1%
被服・装備品	1,566 29.2%	691 12.9%	384 7.2%	55 1.0%	400 7.5%	36 0.7%
機械器具・ その他の施設等	1,431 26.7%	586 10.9%	321 6.0%	55 1.0%	283 5.3%	186 3.5%
計	5,354 100.0%	2,236 41.8%	1,347 25.2%	245 4.6%	1,244 23.2%	282 5.3%

### (2) 審議結果に対する消防長の処置結果

委員会の 審議結果	消防長の 処置結果					
	実施を 決定	実施に 向けて 検討	諸課題 を検討	実施は 困難	対応を 未決定	計
実施が適当	970 18.1%	690 12.9%	356 6.6%	189 3.5%	31 0.6%	2,236 41.8%
諸課題を検討	119 2.2%	227 4.2%	756 14.1%	223 4.2%	22 0.4%	1,347 25.2%
実施は困難	1 0.0%	10 0.2%	18 0.3%	208 3.9%	8 0.1%	245 4.6%
現行どおり	55 1.0%	20 0.4%	65 1.2%	1,018 19.0%	86 1.6%	1,244 23.2%
その他	5 0.1%	4 0.1%	7 0.1%	11 0.2%	255 4.8%	282 5.3%
計	1,150 21.5%	951 17.8%	1,202 22.5%	1,649 30.8%	402 7.5%	5,354 100.0%

※各項目の割合は、各項目ごとに四捨五入した数字

## 7. 平成16年度に審議された意見の実現状況

(平成17年度末現在)

### (1) 審議総件数に対する実施状況

審議総件数	既の実施された件数	割合
4,919件	1,759件	35.8%

### (2) 委員会で「実施が適当」に区分されたものに対する実施状況

「実施が適当」とされた意見数	既の実施された件数	割合
1,978件	1,164件	58.8%

## 8. 平成17年度中に実施した主な意見

### ① 勤務条件等に関するもの

- ・庁舎内の分煙化の実施
- ・仮眠室の個室化の導入
- ・火災、救助出動に係る事後検証の実施

- ・女性消防職員の採用に関する検討委員会の設置
- ・洋式トイレ(温水洗浄便座)の増設
- ・パソコンの増設

### ② 被服及び装備品に関するもの

- ・肘用・膝用プロテクターの配備
- ・防火服内着用クールジャケットの配備
- ・反射シール付ベストの導入
- ・ヘッドアップライトの貸与
- ・機関員等へのイヤホン又はヘッドホンの配備
- ・眼球保護眼鏡の配備

### ③ 消防の用に供する設備、機械器具等に関するもの

- ・トイレ、シャワー室に放送設備を設置
- ・各署に自動体外式除細動器を設置
- ・車庫に排煙設備を設置
- ・消火栓、防火水槽の素材変更(防錆性の向上)
- ・機械器具等の故障事故内容の周知
- ・空気呼吸器の拡声装置の導入

## 9. 各年度の開催状況

開催年度	消防本部数	開催本部数	開催率
8年度	926本部	792本部	85.5%
9年度	923本部	711本部	77.0%
10年度	917本部	700本部	76.3%
11年度	911本部	654本部	71.8%
12年度	906本部	665本部	73.4%
13年度	902本部	644本部	71.4%
14年度	900本部	733本部	81.4%
15年度	886本部	886本部	100.0%
16年度	863本部	860本部	99.7%
17年度	814本部	812本部	99.8%

## 10. 各年度の審議件数及び審議結果

年度	審議件数	審議結果				
		実施が 適当	諸課題を 検討	実施は 困難	現行 どおり	その他
8年度	8,765	3,560 40.6%	2,931 33.4%	684 7.8%	1,590 18.2%	
9年度	5,856	2,354 40.2%	1,839 31.4%	495 8.5%	1,168 19.9%	
10年度	5,447	2,196 40.3%	1,765 32.4%	329 6.0%	1,157 21.3%	
11年度	5,026	1,995 39.7%	1,472 29.3%	256 5.1%	1,114 22.2%	189 3.7%
12年度	5,031	2,014 40.0%	1,438 28.6%	269 5.3%	1,125 22.4%	185 3.7%
13年度	4,912	2,052 41.8%	1,384 28.2%	251 5.1%	1,047 21.3%	178 3.6%
14年度	4,867	2,043 42.0%	1,315 27.0%	248 5.1%	1,026 21.1%	235 4.8%
15年度	5,590	2,495 44.6%	1,412 25.3%	241 4.3%	1,177 21.1%	265 4.7%
16年度	4,919	1,978 40.2%	1,315 26.7%	229 4.7%	1,143 23.2%	254 5.2%
17年度	5,354	2,236 41.8%	1,347 25.2%	245 4.6%	1,244 23.2%	282 5.3%
累計	55,767	22,923 41.1%	16,218 29.1%	3,247 5.8%	11,791 21.1%	1,588 2.8%

\*審議結果のうち、「その他」については平成11年度より設定



## 平成17年中の危険物に係る事故の概要

### 危険物保安室

平成17年中(平成17年1月1日～平成17年12月31日)に発生した危険物施設における火災・漏えい事故件数は、火災事故が188件(前年195件)、漏えい事故が392件(同359件)で合計580件(同554件)となっており、火災件数は減少に転じたものの、漏えい件数は

大幅に増加し、事故全体では前年より26件の増加となり、統計を取り始めた昭和37年以降過去最高となっています。また、その他の事故(火災、漏えいを伴わない危険物施設の破損等)は118件(同118件)となっています。

表1 平成17年中に発生した危険物に係る事故の概要

事故の態様 発生件数等 区分	危険物に係る事故 発生件数	火 災				漏 え い 事 故				その他 発生件数	
		発生件数	被 害			発生件数	被 害				
			死者数	負傷者数	損害額 (万円)		死者数	負傷者数	損害額 (万円)		
危険物施設	698	188	1	38	241,493	392	0	19	36,543	118	
危険物施設以外	無許可施設	21	11	0	2	10,192	10	0	1	267	0
	危険物運搬中	17	3	0	1	533	14	0	3	88	0
	少量危険物施設	3	3	0	2	111	0	0	0	0	0
	仮貯蔵・仮取扱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	41	17	0	5	10,836	24	0	4	355	0
合 計	739	205	1	43	252,329	416	0	23	36,898	118	

表2 危険物に係る事故の発生件数等の推移

事故の態様 発生件数等 年	危険物に係る事故 発生件数	火 災				漏 え い 事 故				その他 発生件数
		発生件数	被 害			発生件数	被 害			
			死者数	負傷者数	損害額 (万円)		死者数	負傷者数	損害額 (万円)	
平成8年	551	173	2	55	358,847	268	0	6	19,985	110
平成9年	558	181	3	57	530,298	266	0	30	20,312	111
平成10年	589	181	5	68	336,679	305	2	31	42,858	103
平成11年	583	188	4	48	548,891	298	1	20	55,323	97
平成12年	672	210	6	60	274,431	348	3	42	52,982	114
平成13年	671	193	7	55	123,230	367	2	47	25,454	111
平成14年	671	191	4	78	160,841	366	4	25	33,160	114
平成15年	712	212	28	66	185,012	391	0	37	24,229	109
平成16年	725	213	5	59	515,953	394	0	39	45,159	118
平成17年	739	205	1	43	252,329	416	0	23	36,898	118

(注) 1. 危険物施設、無許可施設、危険物運搬中及び仮貯蔵・仮取扱中の火災及び漏えい事故について掲載した。  
2. 平成12年中の漏えい事故の損害額には、鳥取県西部地震により漏えいがあった施設における損害額を含む。

一方、無許可施設、危険物運搬中等の危険物施設以外での事故は41件(同53件)となっており、その内訳は火災事故が17件(同18件)、漏えい事故は24件(同35件)となっています。

これらの事故による被害は、火災によるものが死者1人(同5人)、負傷者43人(同59人)、損害額25億2,329万円(同51億5,953万円)、漏えい事故によるものが負傷者23人(同39人)、損害額3億6,898万円(同4億5,159万円)となっています。(表1、表2及び図1参照)

危険物施設における火災は、58.5%が人的要因により発生し、漏えい事故は、44.1%が物的要因特に

腐食等劣化により発生しています。(図2、図3参照)

したがって現在、「危険物に関する基本方針」及び「危険物事故防止アクションプラン」にもとづき、官民一体となった総合的な事故防止対策を推進しているところですが、実効性のある事故防止対策を進めていくには、各都道府県レベルでの取組みが不可欠であり、都道府県危険物事故防止連絡会等の設置や、連絡会等を通じての地域の実情や実態に併せた事故防止対策の推進をお願いするとともに、事故に潜む人的要因等を究明し、今後有効な事故防止対策を図っていく必要があります。

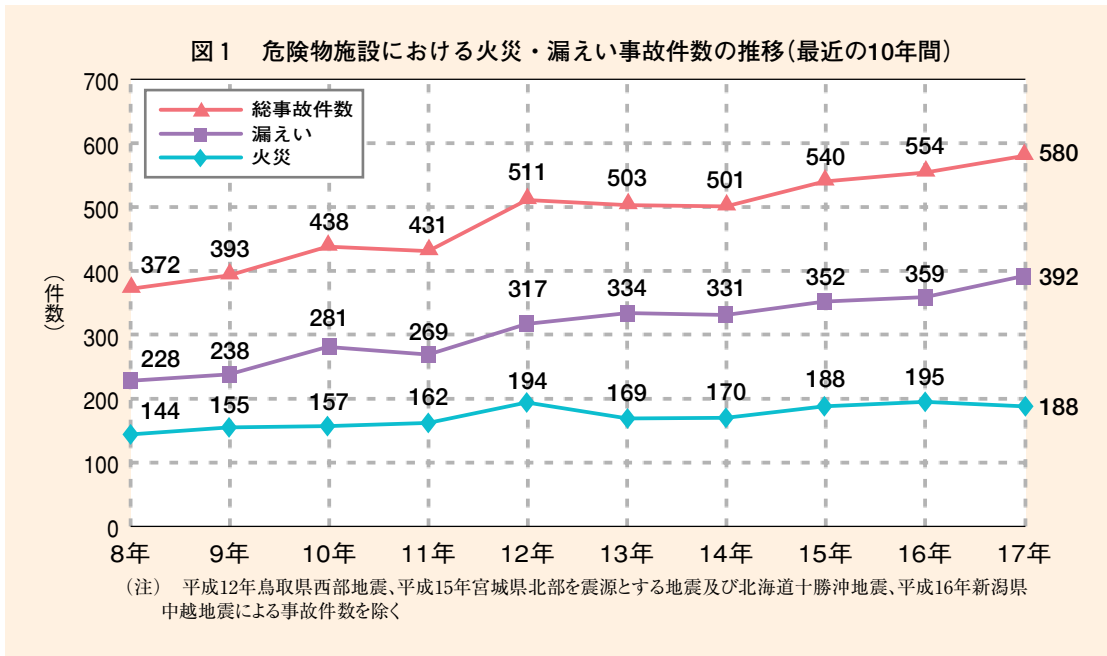


図2 危険物施設における火災発生原因構成

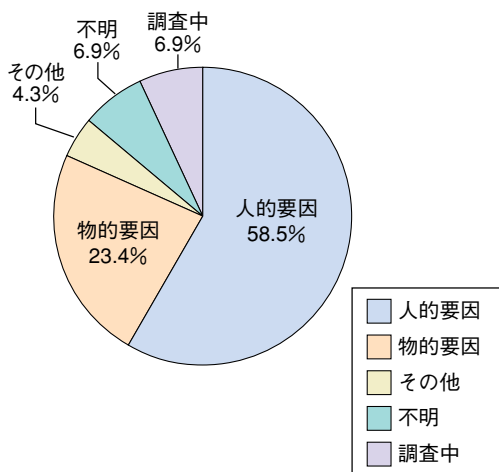
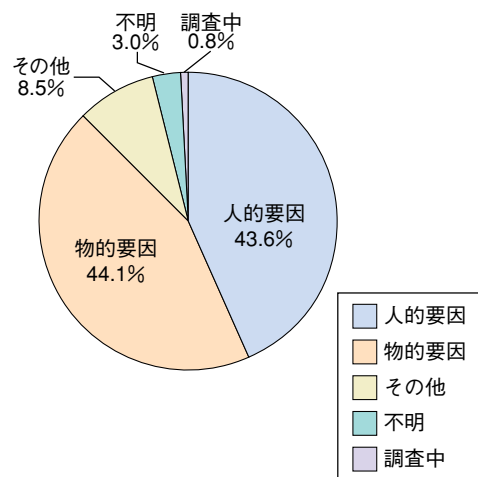


図3 危険物施設における漏えい発生原因構成



## 平成18年度「消防防災科学技術研究推進制度」 公募課題の審査結果

消防技術政策室

### 制度の概要

安心・安全に暮らせる社会の実現をめざし、消防防災科学技術の振興を図るため、平成15年度に消防防災分野の競争的研究資金制度として創設された「消防防災科学技術研究推進制度」は、初年度から拡充を図り、平成18年度予算においては3億5千万円を計上するなど、制度の充実を図っています。

「消防防災科学技術研究推進制度」は、提案公募の形式により、産学官において研究活動に携わる者などから研究課題を幅広く募り、優秀な提案に対して研究費を助成し、産学官の連携を推進するとともに、革新的かつ実用的な技術への育成を目的とする制度です。平成17年度までは、研究課題を消防防災全般としていましたが、平成18年度からは、より災害現場に密着した研究を行う必要があるとの要請により、消火・救助等に関しあらかじめ設定した課題を対象とするものと、消防防災全般を対象とするものの2つのカテゴリーに分けて募集しました。

なお、提供する研究資金の規模として、A区分（直接研究経費で年間100万円から400万円）とB区分（直接研究経費で年間400万円から2,000万円まで）の2区分があり、研究期間は、1年間、2年間または3年間となっています。



### 応募結果および審査方法

平成18年度は、大学、研究機関、民間企業などから、A区分及びB区分合わせて次の47課題の応募がありました。

平成18年度応募課題分野別件数

①防災情報通信システム等の高度化	4件
②建築防災対策等の推進	2件
③防災力の向上	11件
④消防活動支援資機材等の高度化	10件（3件）
⑤特殊災害対策の強化	1件
⑥危険物施設等の保安対策	6件
⑦救急・救助業務の高度化	8件（4件）
⑧その他	5件

※（ ）内の件数は、テーマ別件数で内数

応募課題の審査にあたっては、総務省消防庁内に設置している外部有識者等からなる「消防防災科学技術研究推進評価会」を開催（第1回を4月26日、第2回を6月8日）し、実用化・制度化への可能性、消防防災への貢献度、研究実施体制の妥当性等の観点から審査を行いました。

### 審査結果

上記評価会において、消防防災科学技術の高度化の観点から優秀と認められる採択課題を選定した結果、本年度の研究助成対象課題として次ページの9件（テーマ別3件、消防防災全般6件）を採択しました。また、平成16年度、平成17年度からの継続課題については、15件全ての継続を認めています。

### 結 び

本制度は、創設してわずか4年しか経っていません



んが、平成15年度に採択された研究課題が、産学官連携功労者表彰(総務大臣賞)を受賞、また、本制度にもとづく研究成果が商品化されるなど、徐々にありますが、その成果が現れ始めています。さらに、今年度より、より災害現場に密着した研究を促進するため、テーマ設定型の公募を行いました。今後

も、継続してより充実を図って行くこととしています。そして、本制度の更なる拡充を目指し、消防機関を含めた産学官の連携による研究を促進し、消防防災科学技術の高度化をより一層推進することとしています。

## 平成18年度消防防災科学技術研究推進制度 新規採択課題一覧表

### A区分(直接経費が年間100万円から400万円)

研究課題名	研究内容	代表研究機関名
浮屋根式タンクのスロッシング減衰装置の開発	スロッシングの抑制や破壊を防ぐ研究と並行して流体と構造連成の数値シミュレーション手法を開発	中央大学
救助支援型担架システムの開発	施設内の災害において、取り残された要救助者の救出時に、消防隊員の救助支援を行う担架システムを開発	大阪府立工業高等専門学校

### B区分(直接経費が年間400万円から2,000万円)

研究課題名	研究内容	代表研究機関名
◎可燃性蒸気が存在する雰囲気下で使用可能な高速切断器具(大きさ、性能は従来程度)の開発	高い切削能力を有しかつ消火能力をも有するウォーターカッターを開発するとともに、不整地走行も可能なクローラーを活用した自走可能な消防用穿孔切断システムの試作	日本ウォータージェット学会
◎震災時等に建築物等の倒壊現場のガレキ下(地下約5m)に埋まった生存者の有無及びその位置を迅速に特定するための手法の開発	アンテナを二次元平面の格子状に多数並べて電波の送受信を行い、ガレキ内部の生存者を探索するレスキュー用レーダーシステムの開発	特定非営利活動法人国際レスキューシステム研究機構
◎震災時等に建築物等の倒壊現場のガレキ下(地下約5m)に埋まった生存者の有無及びその位置を迅速に特定するための手法の開発	慣性カメラを改良し、それにより正確な現場の状況を図化できるシステムを構築するとともに、災害発生時において、不明者を正確に把握するシステムの開発	千葉工業大学
水圧・空気圧駆動の先進的探索機材群の開発	震災時に建物等が倒壊した場合、その内部に進入することができる実用的な探索機材を複数個開発	特定非営利活動法人国際レスキューシステム研究機構神戸ラボラトリー
地域消防力に着目した密集市街地の地震火災対策に関する研究	地域消防力に着目し、その定量的延焼抑止効果を明らかにするとともに、その結果を踏まえ、物理的延焼予測モデルを消火活動の効果を検討可能なモデルへと発展	京都大学
GHz帯長距離漏洩同軸ケーブルを用いた高速防災行政無線情報システムの研究開発	GHz帯の超高周波電波が伝送できる長距離同軸ケーブルの研究開発並びに当該同軸ケーブルを利用した映像通信等を行うシステムを開発	長野工業技術総合センター
探査ロボット用スケラブル映像伝送表示装置	種々の伝送帯域が混在する通信ネットワークによる連携防災活動を支援するため、限られた伝送帯域を有効活用可能かつ各種利用形態に最適な映像伝送方式の研究を行い、スケラブル映像伝送装置を開発	長岡技術科学大学

※ ◎印はテーマ設定型、その他のものは消防防災全般

# 消防防災分野における国際交流

参事官

## タイ王国へ派遣された消防防災専門家の帰国報告

タイ王国では、平成16年末のスマトラ沖大地震・インド洋津波災害に際して甚大な被害を受けたことから、日本国政府に対して消防防災分野における技術協力専門家の派遣を要請しました。これを受けて消防庁は、関係機関の協力のもと、長嶋敏昭専門家（現東京消防庁参事兼広報課長）をタイ王国へ派遣することとしました。

長嶋専門家は、平成17年9月13日から平成18年4月6日までの間、タイ王国内務省防災局（防災アカデミー）にて防災局長アドバイザーとして、主に防災アカデミーの機能強化等防災能力の向上を目的に尽力されました。

この程、平成18年6月12日消防庁消防防災・危機管理センターにおいて、長嶋専門家から消防庁長官及び消防庁幹部に対し「タイ王国消防技術協力結果報告」がなされました。当日は、関係職員のほか、多くの職員が出席し、タイ防災局、防災アカデミーの現況説明や教育訓練の内容、及び今後の教育方

策や課題の抽出等が報告され、積極的な活動状況が伺われるとともに、タイ王国への更なる技術協力についての課題が提供されました。



長嶋専門家による「タイ王国消防技術協力結果報告」の様子

## ベトナム社会主義共和国から消防大学校幹部職員が来日

平成18年6月11日から20日までの間、我が国の開発途上諸国に対する消防技術協力の一環として、独立行政法人国際協力機構（JICA）との連携・協力のもと、ベトナム社会主義共和国のシエム副校長（消防大学校）を代表とする5名の消防大学校幹部職員を日本に招いて、トップマネージャーセミナーを実施しました。

消防庁では、ベトナム社会主義共和国の消防大学校へ専門家を1名派遣して技術協力を励んでいるところであり、今回、効果的な消防訓練施設の整備等を目的として、シエム副校長

一行は消防大学校や消防研究センター、また、東京消防庁や神戸市消防局、兵庫県広域防災センターなどを訪問して、我が国の消防防災の教育機関・施設を視察しました。

また、研修の一環として消防庁長官を表敬訪問し、消防庁の幹部職員と交流を深めました。さらに消防庁職員との意見交換会では、自国の消防大学校の現況と課題等について報告されるとともに、消防機能の向上方策等について熱心な意見交換が行われました。



消防庁長官表敬訪問で挨拶されるシエム副校長



東京消防庁消防学校で模擬消火訓練装置を視察

# 消防庁長官表彰（国際協力功労章）授与式

総務課

去る6月1日、消防庁長官室において、平成16年12月26日に発生したスマトラ沖大地震・インド洋津波災害にかかるタイ王国からの要請にもとづき、同国内務省防災局長

アドバイザーとして派遣され、功労のあった長嶋敏昭氏（東京消防庁参事兼広報課長）に対し、消防庁長官表彰（国際協力功労章）が授与されました。



# 消防庁パンフレット『消防防災行政の現状と展望』（日本語版・日英併記版）の作成

総務課

消防庁では、消防防災行政と消防庁の役割を紹介するパンフレット『消防防災行政の現状と展望』を作成し、消防防災関係者を中心に配布しています。

若者からお年寄りまで、読みやすくなるように作成した日本語版と、海外からの問い合わせや「日本の消防」を

紹介する際にも活用できる日英併記版と二種類となっています。

パンフレットの内容は、消防庁のホームページ（<http://www.fdma.go.jp>）でもご覧いただけます。

## 日本語版



## 日英併記版





# 消防団活動を題材にした演劇・ミュージカル 総務省消防庁後援の「地震カミナリ火事オヤジ」全国公演中

防災課

地域を守る消防団を題材にした総務省消防庁後援の演劇・ミュージカル「地震カミナリ火事オヤジ」が全国ツアーの真っ只中で、好評公演中です。

この演劇・ミュージカルは、消防団活動を通じて防火・防災意識の高揚や消防団への理解と協力の促進、さらには郷土愛や地域コミュニティの向上を図ることを目的としているものです。

今後も全国各地で公演が予定されていますので、消防職員、消防団員、各都道府県・市町村の防災関係者の方々及びご家族の皆様ぜひともご覧いただければと思います。

## 【劇団ふるさときゃらばんとは】

1983年に東京都小金井市を本拠地に創立し、「人が住み、暮らしているところなら、どこにでも人々の集いができ、公演活動ができる」をコンセプトに、日本人のためのミュージカルを地域の側から創作し、全国各地で上演活動を展開しています。日本人の「いま」を表現するために20人程の制作スタッフによる現地取材をもとに創作され、その時代性を捉えた内容が多くの人々の共感を得ております。

## 【公演内容】

「地震カミナリ火事オヤジ」のテーマの一つは、現代失われつつある地域コミュニティの再生と、災害が起きた時に発揮される地域の人々の底力です。

舞台である山間部の町に住む、地元の風神平消防団の分団長・川島勇造の家族とその周囲で起こる人間模様のドラマもあります。

長男・秀一は一流大学を卒業し大手商社に入りエリートコースを歩むものの、日本で生産される松茸の30倍が輸入され消費していることを知り、日本の松茸山の再生を目指し山仕事を始めます。優秀な兄に反発するように次男はひねくれ、都会へと飛び出し、自分の夢を探そうとします。そんな孫たちに夢を失った勇造の父・70歳になる保爺さんは、東京の結婚相談所に行き、嫁探しを始め、再び青春を謳歌しようとしてます。考えてみれば、70歳という年、まだ20年以上の人生があるのですが、まわりはそれを理解できません。そうした家族の混乱は分団長である主・勇造の面子をつぶし、困ったことに分団長が引きこもり状態になってしまいます。

しかし日本列島の現実には、そんなのどかな話だけではありません。



男性の消防団員にも負けない操法訓練のシーン（2幕）（撮影：英 伸三）

火事のシーンでは命がけで火事や地震に立ち向かう、激しいタップダンスや燃えさかる炎のダンスシーンもあり、たたかう地域の人々や消防団の勇姿がクライマックスをつくり「地震カミナリ火事オヤジ」のステージが「ガンバレ！」の応援歌となってゆくのです。

## 【ご覧になった方々の感想】

この作品を観た消防団員の奥さんたちからは「これからは父さんの活動にもっと協力しなくては」、男性消防団員の方からは「凄く共感できた」、女性消防団員の方からは「防災の意識を大切に感じた」、これまで消防団を知らなかったお客様からも「消防団って凄い！」といった感想をいただいております。



燃えさかる炎に消防団が立ち向かうダイナミックなシーン（撮影：英 伸三）

また、板倉敏和消防庁長官からも、次のとおり感想が寄せられています。

「これは、ミュージカルというよりは演劇だ。この一カ月の間に二度見たが、二度とも大変楽しく見られた。ある消防団の分団長とその家族を中心にした物語なのだが、そのストーリーの流れ、セリフ回しに全く違和感を感じない。それもそのはず、全国三千人の団員や家族から聞き取り調査をした本音をもとに創作されたものなのだから。消防関係者とその家族には是非見て欲しいが、それに止まらず国民に、見てそして感じて欲しい作品である。」

## 【お問い合わせ】

劇団ふるさときゃらばん  
TEL.042-381-6721 FAX.042-383-8614  
<http://www.furucara.com>

## 【公演予定】

### 2006年

8月2日(水)～9日(水)	名古屋市(愛知)	16日(月)～19日(木)	札幌市(北海道)
12日(土)	蒲郡市(愛知)	20日(金)	二セコ町(北海道)
20日(日)	彦根市(滋賀)	24日(火)	市川市(千葉)
23日(水)	上富田町(和歌山)	25日(水)	北区(東京)
25日(金)	福知山市(京都)	27日(金)	鳥取市(鳥取)
26日(土)	加西市(兵庫)	30日(月)	高松市(香川)
9月1日(金)	船橋市(千葉)	11月1日(水)	阿南市(徳島)
3日(日)	鹿沼市(栃木)	2日(木)	徳島市(徳島)
5日(火)～6日(水)	郡山市(福島)	5日(日)	八女市(福岡)
12日(火)～20日(水)	大阪市(大阪)	9日(木)	岡山市(岡山)
22日(金)	檀原市(奈良)	11日(土)	大津市(滋賀)
26日(火)	嬉野市(佐賀)	13日(月)	魚津市(富山)
27日(水)	伊万里市(佐賀)	14日(火)	高岡市(富山)
28日(木)	長崎市(長崎)	24日(金)	須坂市(長野)
10月2日(月)～3日(火)	熊本市(熊本)	26日(日)	富士見市(埼玉)
7日(土)～8日(日)	千葉市(千葉)	28日(火)	飯田市(長野)
13日(金)	美幌町(北海道)	12月6日(水)～17日(日)	豊島区(東京)
14日(土)	芽室町(北海道)	20日(水)	仙台市(宮城)

### 2007年

2月23日(金)	真岡市(栃木)	3月10日(土)	東与賀町(佐賀)
24日(土)	甘楽町(群馬)		

# 安全功労者表彰式の開催

総務課

安全功労者表彰は、毎年7月1日を「国民安全の日」とし、「国民一人ひとりがその生活のあらゆる面において、施設や行動の安全について反省を加え、その安全確保に留意し、これを習慣化する気運を高め、産業災害、交通事故、火災等国民の日常生活を脅かす災害の発生の防止を図る」という趣旨にもとづき、行われているものです。

## 1. 平成18年安全功労者内閣総理大臣表彰式

去る7月3日(月)11時から内閣総理大臣官邸において、小泉純一郎内閣総理大臣、竹中平蔵総務大臣、板倉敏和消防庁長官などご臨席のもと、盛大に挙行されました。今回は、消防関係として4個人と1団体が受賞し、内閣総理大臣から表彰状を授与されました。



安全功労者内閣総理大臣表彰式



安全功労者消防庁長官表彰式(個人)



安全功労者消防庁長官表彰式(団体)

## 2. 平成18年度安全功労者消防庁長官表彰式

去る7月5日(水)11時から虎ノ門パストラルホテル新館6階ペーシュにおいて、板倉敏和消防庁長官、秋本敏文財団法人日本防火協会理事長、成瀬宣孝財団法人日本消防設備安全センター理事長がご臨席のもと盛大に挙行されました。今回は、18個人と17団体が受賞し、板倉消防庁長官から表彰状を授与され、最後に受賞者を代表し、松坂徳浄財団法人静岡県消防設備協会理事長が謝辞を述べられました。

### 内閣総理大臣表彰受賞者(個人の部)

新井 明子(埼玉県・埼玉県婦人防火クラブ連絡協議会 会長)  
植田重三郎(大阪府・東防災協会 会長)  
土屋芳五郎(東京都・練馬災害予防協会 会長)  
吉田 昌二(兵庫県・財団法人兵庫県危険物安全協会 理事長)

### 内閣総理大臣表彰受賞者(団体の部)

小松市防火協会(石川県)

### 消防庁長官表彰受賞者(個人の部)

阿部 政子(栃木県・足利市婦人防火クラブ連絡協議会 会長)  
鈴木 康子(栃木県・鹿沼市婦人防火クラブ連合会 会長)  
石井 岱三(埼玉県・飯能地方防火安全協会 会長)  
荒井 勇雄(千葉県・富津市危険物安全協会 会長)  
新開 朋子(千葉県・成田市婦人防火指導員協議会 会長)  
太田 錦吾(東京都・江戸川防火協会 会長)  
高橋 光夫(東京都・三鷹防火防災協会 会長)  
豊島 光夫(東京都・渋谷建築防災推進連絡協議会 会長)  
則竹 邦光(岐阜県・可茂地区危険物安全協会 会長)  
馬淵 文子(岐阜県・笠松町婦人防火クラブ 会長)  
吉川 晴(三重県・津市防火協会 会長)  
上田 省三(京都府・西京防火協会 理事)  
北野 啓史(大阪府・富田林市防火協会 会長)  
櫛田 秀子(大阪府・大東市女性防火クラブ連絡協議会 会長)  
岡田 隆泉(山口県・社会福祉法人 余田保育園 園長)  
岡 正治(福岡県・大川市防災協会 会長)  
比嘉トモエ(日本防火協会・沖縄県女性防火クラブ連絡協議会 会長)  
松坂 徳浄(日本消防設備安全センター・財団法人静岡県消防設備協会 理事長)

### 消防庁長官表彰受賞者(団体の部)

久慈市婦人消防協力隊連合会(岩手県)  
盛岡市婦人防火クラブ連合会(岩手県)  
株式会社アルティア橋本福島工場自衛消防隊(福島県)  
平田村婦人消防クラブ(福島県)  
小山市防火管理協会(栃木県)  
財団法人横浜市防火協会泉支部(神奈川県)  
都筑火災予防協会(神奈川県)  
金沢市婦人防火クラブ協議会(石川県)  
羽島市連合女性防火クラブ(岐阜県)  
荒川化学工業株式会社富士工場自衛消防隊(静岡県)  
白浜婦人防火クラブ(兵庫県)  
橋本市婦人防火クラブ連絡協議会(和歌山県)  
学校法人下関学園下関国際高等学校付属幼稚園幼年消防クラブ(山口県)  
柿泊町婦人防火クラブ(長崎県)  
人吉下球磨地区危険物安全協会(熊本県)  
長崎県婦人防火クラブ連絡協議会(日本防火協会)  
社団法人茨城県消防設備協会(日本消防設備安全センター)



## 全国の航空消防隊長会議の開催

### 応急対策室

#### 1. はじめに

6月15日・16日の2日間、全国の航空消防隊長会議が東京都港区のメルパルク東京で開催されました。この会議は、全国航空消防防災協議会の主催によるもので、今回で4回目となります。



航空消防隊長会議

#### 2. 全国航空消防防災協議会

全国航空消防防災協議会は、消防防災ヘリコプターに係る地方団体相互の連絡協力を推進し、国民の信頼に応える航空消防防災体制の確立に資することを目的として、全都道府県の合意のもと平成8年1月22日に設立されたもので、主な事業は、次のとおりです。

##### ○調査研究事業等の実施

ヘリコプターによる消防防災活動上の諸課題について、専門委員会を設置して調査研究事業を実施しています。

##### ○研究開発事業の実施

全国の航空消防防災体制の充実・強化とより安全かつ効果的な運航に資するため、研究開発事業を実施しています。

##### ○研修会の実施等

消防防災ヘリコプターの航空消防隊員及び都道府県の

消防防災担当職員などを対象に、航空法規の運用、ヘリコプターによる各種消防防災活動等について専門家を招いての研修やテーマを定めて意見交換を行うなどの事業を実施しています。

また、全国の航空消防防災体制についての理解と協力を得るため、機関誌「はばたき」、「はばたきニュース」を発行し、関係者に配布しているほか、ホームページの開設などにより航空消防に関して広く情報を提供しています。

#### 3. 会議の内容

##### (1) 6月15日(木)

この日は、2つの特別講演と各航空消防隊の取組状況の紹介が行われました。

##### ・特別講演 I

1つ目は、富士重工業株式会社航空宇宙カンパニー顧問の山根峯治氏により『大規模災害でのヘリコプターの効果的な活用のために』と題した講演が行われました。山根氏は、元陸上自衛隊航空学校の校長で、阪神・淡路大震災当時には、陸上自衛隊の航空部隊を率いて被災現場で活動にあたられ、その経験談を交えた講演は、災害対



山根峯治氏による、特別講演『大規模災害でのヘリコプターの効果的な活用のために』





応に日夜活躍する航空消防隊長の皆さんに多くの示唆をいただいたところです。

・特別講演Ⅱ

2つ目は、海上保安庁第三管区海上保安本部羽田特殊救難基地隊長の佐々木千尋氏により『新型降下器の研究開発』と題して、海難救助で使用する降下用器具の開発経過についての講演が行われました。災害現場等で同様の救助活動を行う航空消防隊長の皆さんにとっても、興味深い内容で、実際に開発された器具を手にとってみて、実際の現場活動で使ってみたいという要望も飛び出しました。



佐々木千尋氏による、特別講演『新型降下器の研究開発』

・各航空消防隊における取組状況の紹介

今回は、次のような取組状況の紹介がありました。

- ①『埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）について』  
埼玉県防災航空隊 吉沢俊二氏
- ②『24時間運航体制について』  
愛知県防災航空隊 額額吉博氏
- ③『航空隊員介添えによる人員投入』  
山口県消防防災航空隊 田辺昌義氏
- ④『大阪府下における航空消防の取組について』  
大阪市消防航空隊 黒田友久氏
- ⑤『福岡市消防ヘリコプターの火災情報収集活動の取組について』  
福岡市消防航空隊 萩原 尚氏

(2) 6月16日(金)

2日目の会議は、最初に消防庁の重松秀行応急対策室

長の挨拶から始まり、応急対策室の担当官から、航空消防防災体制の現状と今後のあるべき姿と方向性について説明を行いました。これに続き、各航空消防隊が抱える課題と対応状況の報告と昨年度実施された調査研究について、その調査結果の概要報告が行われ、これらに関する熱心な討議が行われました。



若生勝吉氏による、概要報告『広域応援の受援のあり方についての調査研究委員会の報告書の概要について』

・課題討議

- ①『AEDの使用について』

岐阜県防災航空隊 西垣敬夫氏

- ②『緊急消防援助隊に係る航空部隊の指揮体制』

石川県消防防災航空隊 大浦直行氏

・概要報告

『広域応援の受援のあり方について』の調査研究委員会の報告書の概要について

仙台市消防航空隊 若生勝吉氏

4. おわりに

本会議は、航空消防防災行政を担う第一線の指揮者である航空消防隊長が一堂に会する唯一の場です。それぞれの現場が抱える課題や対応状況等について、同じ航空消防の現場としての視点から、情報共有と積極的な意見交換が行われました。また、消防庁の航空担当官等も会議に参加しているため、消防庁が進める施策や航空消防現場の実情等、本会議を通して、各航空消防隊相互間だけでなく、消防庁と航空消防隊及び各都道府県・消防本部等との情報の共有化を図ることができたと思います。

大規模災害発生時には、各航空消防隊と地上部隊等並びに消防庁とが密接に連携し、迅速かつ効果的に対応していくことが不可欠です。各航空消防隊をはじめ、関係の皆様には、国民の安心と安全の確保のため、消防による災害への備えに万全を期していただきますよう今後ともご理解とご協力をお願いします。

## 消防通信

北から  
南から



KANAGAWA

## 神奈川県 藤沢市消防本部



神奈川県 藤沢市消防本部  
消防長 金子 司 洋

### 湘南の海にひらかれた生涯都市藤沢

藤沢のまちは、遊行寺の門前町として、江戸時代には東海道五十三次の宿場町(6番目)として、また江の島詣での足場として栄え、明治以降は、商業の中心地として、鉄道の敷設とともに、保養・観光・住宅地として発展してきました。



1940年(昭和15年)10月1日には市制を施行し、1955年(昭和30年)までに近隣の町村と合併し、現在では、人口約39万7,150人を擁する都市になりました。

21世紀を迎え、市民が生き生きと活動し、安心して暮らせ、ふる里として心から愛せる町づくりが、求められています。

藤沢市では、将来像を「湘南の海にひらかれた生涯都市藤沢」と定めた「ふじさわ総合計画2020」の基本構想を策定し、総合的・長期的な視野で調和のとれた地域社会の発展と市民生活の向上に取り組んでいます。

### 「365日市民の安心・安全をまもる」

#### 一人暮らし高齢者等世帯に住宅用火災警報器設置 助成金交付事業を今年度から実施

《一人暮らし高齢者宅の訪問広報活動実施状況》

火災から高齢者を守るため、「ふじさわ総合計画2020」後期総合計画に位置付け、一人暮らし高齢者の方々に地域住宅交付金を活用した住宅用火災警報器設置助成金交付事業を平成18年度から4年間の継続事業として実施します。約6,800世帯に住宅用火災警報器の設置を目指し、今年度は、1,700世帯への設置を目標に一人暮らし高齢者のお宅に消防職員とともに地域の民生委員・家庭防火推進員が直接訪問し、住宅用火災警報器の有効性・必要性を理解していただくために広報活動を開始して住宅防火対策推進事業の向上を図っています。



一帯に補助率三分の二で上限8,000円を補助

#### BC災害 救助技術・知識の向上及び各機関とのスムーズな連携を目指して!

忘れもしない、平成13年9月11日の米国同時多発テロ事件の発生を踏まえ、世界的にテロ災害の脅威が高まるとともに、我が国においてもテロ災害に対する社会不安が高まってきています。実際に、平成7年3月20日東京都内数カ所で同時に発生した「地下鉄サリン事件」は、化学物質を使用したテロで尊い生命が失われ、甚大な被害が生じました。

このようにいつ起こるか分からない災害、特にテロ災害を含むNBC災害に対応する消防活動には、専門的な資機材による訓練、及び隊員のNBCに関する知識・技術・判断力が求められています。

特にBC災害に対応するために、他機関(神奈川県警察・藤沢市医師会・藤沢市民病院・看護専門学校・藤沢市災害対策課)と合同で連携強化を図る目的で訓練を行っています。



#### 救える命を救うために!

救急出動は毎年増加の一途であり、救急車の現場到着所要時間が長くなる傾向にあるなか、救命率向上に向けバイスタンダーによる応急手当が重要となってきております。

本市では、救える命を救うために、救命講習会や救急フェア等の機会を通じ市民に自動体外式除細動器(AED)の使用方法を含めた心肺蘇生法の普及を図り、既に2万7,030人(2006.6.30現在)、人口の6.7%の方に受講していただきました。

今後はさらに、応急手当の普及啓発を推進していくため、本市が育成してきた応急手当普及員と消防OBが中心となる、民間の力で応急手当を広く普及させることを目的に設立された「NPO法人ふじさわ救命普及推進会」と協働体制を構築して普及活動を行っていく予定です。

#### AEDを消防車に積載

1秒でも早く適切な応急処置、より早く、より安全に傷病者を医療機関へ搬送する方策として、平成11年度から119番の受信時に救急要請内容を判断し、必要があれば消防隊、救助隊も同時出動させるなど救急業務のレベルアップを図ってきましたが、さらに平成17年度からは一刻も早い除細動の実現するため、消防隊及び救助隊のすべての実働車両に自動体外式除細動器(AED)を積載するなど、消防本部が一体となって救急事業を展開しています。



#### まちづくりは、そこに住む市民が主人公です。

「開かれた行政、親しみのある行政」・「安心・安全なまちづくり」をモットーに、これからも災害に強く住民の目線に沿った消防行政を進めてまいります。



## 女性消防団員の救急車同乗体験を実施

草加市消防本部

草加市消防本部は6月10日から約1カ月、草加市消防団女性団員6名を対象に救急車同乗研修を実施しました。既に応急手当指導員の資格を持ち、AEDの講習を修了している女性団員が、1人10時間の予定で救急車に同乗して救急現場活動を学びました。研修では、実際に救急現場を体験することにより、応急手当指導員としての資質と危機管理意識の高揚を図りました。女性団員からは「救急隊員の連携のとれた活動と傷病者への的確な処置に驚きと感銘を覚えました」という感想が聞かれました。



救急車に同乗して救急現場活動を学ぶ女性消防団員

## 世代を超えた新たな市民防災の芽生えを期待

福井市消防局

福井市では、福井地震(昭和23年)が発生した6月28日から福井豪雨(平成16年)の7月18日までの3週間を『みんなで防災を考える21日間』と銘打ち、様々なイベントを展開しました。行事の一環として福井市消防局では、広報ポスター(3,000枚)とのぼり旗(300本)を作成し、小・中学校、保育園、公民館などへ配布しました。デザインの黒は『地震』、赤は『火災』、青は『水害』を表しています。『みんなで防災を考える21日間』は、世代間を超えて市民自らが考える防災の新たな出発点になりました。



市中に翻るのぼり旗と広報ポスター

# 消防通信 望楼 ぼうろう

## 東海地震を想定してDIG(災害図上訓練)を実施

浜松市消防本部

浜松市消防本部引佐消防署は7月3日、浜松市三ヶ日町平山小学校において全校生徒77人と教職員を対象にしたDIG(災害図上訓練)を実施しました。図上訓練では、通学路別に7グループに分かれ、消防職員がコーディネーターを務めながら、地図上に自宅、学校、防災倉庫等にシールを張ったり、東海地震が発生した際の地区別予想震度などを色分けして書き込んだり、河川、ブロック塀等をマーキングしました。当日は、地域内の危険箇所を確認するなど、災害時の行動について勉強しました。



DIG(災害図上訓練)の様子

## 世界遺産群特別警防隊を発足

那覇市消防本部

那覇市首里地域には、「琉球王国のグスク及び関連遺産群」として、02年にユネスコの世界遺産に登録された9遺産のうち4遺産があります。那覇市消防本部では、歴史的に重要な地域を、災害等から未来永劫守り継ぐことが最重要任務であるにとらえ、「世界遺産群特別警防隊」を3月に発足しました。警防隊は熟練した隊員を中心に16名体制で、四輪駆動水槽付き消防ポンプ車を配備しています。6月の地滑り災害現場では、7月中旬まで24時間体制で警戒にあたり、その後3時間おきに巡回を行いました。



那覇市首里鳥堀町の地滑り現場で巡回を行う世界遺産群特別警防隊

消防通信／望楼では消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。



## ■ 航空隊長コース(第2回)、 航空隊コース(第2回)の実施状況について

消防大学校では、消防・防災ヘリコプターを活用した消防防災活動を的確・迅速に行うため、平成8年度から「救助科」と「警防科」の課程の中に消防・防災ヘリコプター業務に関する教育を組み入れました。

しかし、航空隊構成員(機長、操縦士、整備士、救助隊長、救助員等)の業務は、特殊性が高いことや大規模災害時に他都道府県の航空隊等との連携が必要になることなどを考慮して、平成10年度からは航空隊教育を独立させ「航空消防防災講習会」を実施してきました。

さらに平成17年度からは同講習会を航空隊長と航空隊コースに区分して、業務に適した内容の充実を図っています。

平成18年度の航空隊長コースでは、大規模災害時にお

ける関係機関との連携活動を視野に入れ、大規模災害活動時における問題点を抽出し討議する時間を組み入れるなど、教育内容の充実強化を図りました。

一方、航空隊コースでは、実技訓練を充実し東京消防庁の協力を得て、安全管理を主眼とした基礎訓練と想定訓練を実施しています。当初は各学生が所属する航空隊の活動要領や機種の違いなどから戸惑いがあったようですが、実技訓練を通じて仲間意識が一層深まり、質の高い訓練を実施することができました。

今後も、関係機関や全国航空消防防災協議会と連携を図りながら、教育の充実に努めて参りたいと考えています。



グループ討議の風景 (航空隊長コース)



救出訓練の風景 (航空隊コース)

## ■ 救急科第65期成績優秀者

科名(期)	氏名	所属消防本部(都道府県)
救急科(第65期)	佐野 敏幸	気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部(宮城県)
	壽田 栄輔	東京消防庁(東京都)
	西岡 和男	熊本市消防局(熊本県)

# 防災品で火災予防

## 予防課

近年、住宅火災による死者数は増加傾向であり、平成15年に17年ぶりに1,000人を超えて以来、3年連続して1,000人を超え、平成17年には1,220人を記録するなど最悪の事態となっています。また、その中でも高齢者の占める割合が高くなっています。

このような状況の中、本年6月1日（既存住宅は市町村条例で定める日）から住宅用火災警報器の設置が義務付けとなり、住宅火災による死者数を低減するため住宅防火対策が強化されました。

さらに、住宅火災による死者は、逃げ遅れに次ぎ、着衣着火によるものも多いことから、高齢者や病気・身体不自由の方等の避難時間を確保し、また、着衣着火による死者をより低減する対策として、住宅用火災警報器の設置と併せ、防災品（防災物品・防災製品）の使用が効果的です。

防災品には、火災の際に着火物となりやすいパジャマ、シーツ、エプロン、カーテン、布製ブラインド、じゅうたん、枕や布団などがあり、火災の初期のような小さな火源に対して、燃えにくくする処理がされており、たばこやラ

イターなどの小さな火に接しても容易に燃え上がらず、また、火源を離せば自然に消火する自己消火性を有しています。

我が家から火災を出さない、家族を火災から守るためにも防災品の使用に努めましょう。

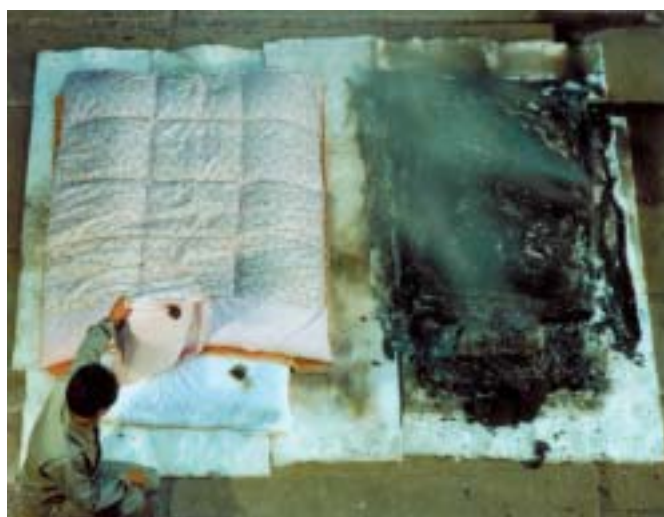
購入する場合には、防災品には次のようなマークが貼付されているので目安として下さい。



防災物品ラベル

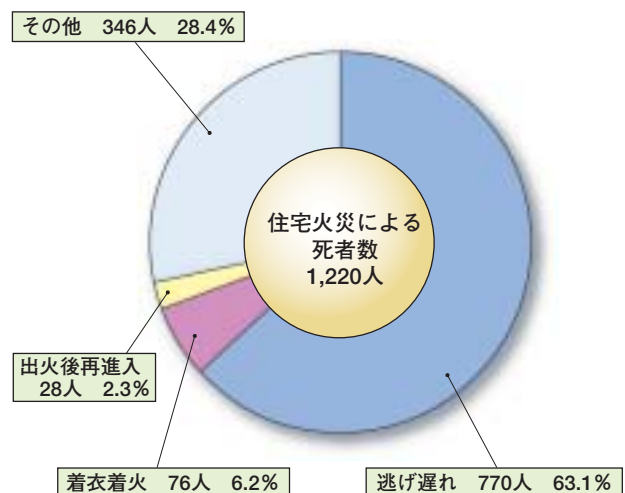


防災製品ラベル



ふとん燃焼実験（左：防災品 右：非防災品）  
～たばこを布団におき、同時着火1時間～

住宅火災における経過別死者の発生状況  
(放火自殺者等を除く)  
[平成17年中]





# 平成18年度「救急の日」及び「救急医療週間」の実施

救急企画室

## 1. はじめに

「救急の日」及び「救急医療週間」は、昭和57年に救急医療及び救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深め、かつ救急医療関係者の意識の高揚を図るために設けられました。以来、毎年9月9日を「救急の日」とし、この日を含む1週間（日曜日から土曜日まで）を「救急医療週間」と定めています。今年（平成18年度）は9月3日（日）から9月9日（土）までを、救急医療週間と位置付け、全国各地において消防庁、厚生労働省、都道府県、市町村、全国消防長会、日本医師会、日本救急医学会、その他関係機関の協力により各種の行事を開催します。

## 2. 「救急の日」および「救急医療週間」実施の重点事項

具体的な実施事項については、各都道府県において関係各機関と協議のうえ定めるものとしていますが、その実施にあたっては次の事項に重点を置くものとしています。

- (1) 救急法の普及啓発
- (2) 救急医療システム及び救急搬送システムの紹介と適正な利用方法の普及啓発
- (3) 救急医療関係者、救急隊員等の表彰及び研修

## 3. 期間中に行う主な行事

### (1) 救急功労者表彰

9月9日の「救急の日」にあわせて、救急業務の推進に貢献のあった個人又は団体に対し、消防庁長官が表彰を行います。今年（平成18年度）は9日が土曜日であるため、8日（金）に実施します。

### (2) 「救急の日2006」

消防庁、厚生労働省、日本救急医学会及び財団法人日本救急医療財団の共催により9月8日と9日の2日間、JR東京駅・丸の内北口ドームにおいて「救急の日2006」



平成17年度救急功労者表彰式



平成17年度「救急の日2005」オープニングセレモニー

を開催します。

この行事は救急医療・救急業務に携わる医療関係者、救急隊員の活動を広く広報し、救急医療・救急業務に対する国民の理解と認識を深めることを目的としており、今年4月より開始された救急救命士による薬剤投与を含んだ救急隊による救急救命処置の実演や、AED（自動体外式除細動器）の使用を含む心肺蘇生法を中心とした応急手当の実演や実技指導、パネルを利用した救急医療システムや救急搬送システムの紹介などを行います。



救急隊によるデモンストレーション

## 4. おわりに

今年度も全国各地で種々の行事が行われますが、今後、応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱の改正が予定されていることもあり、この機会を通じて応急手当の重要性が国民に再認識され、救急業務に対する理解が深められますよう、各都道府県及び市町村等においても応急手当の普及啓発活動等を積極的に展開されることを期待します。



# 消防庁人事

平成18年6月30日付

氏名	新	旧
山野 高 寛	併任解除	消防・救急課 併任 予防課消防技術政策室

平成18年7月1日付

江口 哲 郎	出向(総務省大臣官房秘書課課長補佐 併任 自治行政局自治政策課国際室課長補佐へ)	総務課主査 併任 総務省大臣官房秘書課主査
中垣内 隆 久	総務課主査	総務省行政評価局総務課総括係長
櫻井 理 寛	総務課主査	総務省自治財政局財務調査課主査
信夫 秀 紀	国民保護・防災部防災課主査 併任 国民保護・防災部防災課応急対策室主査	国民保護・防災部防災課 併任 国民保護・防災部防災課応急対策室
松本 典 久	出向(総務省自治財政局交付税課へ)	国民保護・防災部防災課国民保護室

平成18年7月9日付

岡本 誠 司	出向(総務省大臣官房付へ)(松山市助役)	総務課理事官
--------	----------------------	--------

平成18年7月10日付

羽生 雄一郎	総務課理事官	総務省自治税務局都道府県税課理事官
宮本 貴 章	出向(総務省大臣官房秘書課課長補佐へ)	消防・救急課救急企画室主査 併任 総務省大臣官房秘書課主査
吉井 俊 弥	国民保護・防災部防災課国民保護室	総務省大臣官房秘書課

平成18年7月20日付

上関 克 也	出向(総務省大臣官房付へ)(沖縄振興開発金融公庫総務部長へ)	国民保護・防災部参事官
--------	--------------------------------	-------------

平成18年7月21日付

板倉 敏 和	辞職	消防庁長官
高部 正 男	消防庁長官	総務省自治行政局長
小林 恭 一	辞職	国民保護・防災部長
小笠原 倫 明	国民保護・防災部長	総務省自治行政局公務員部長
貝沼 孝 二	出向(経済産業省大臣官房審議官(IT戦略担当) 併任 商務情報政策局付 併任 商務情報政策局情報家電共通基盤政策室長へ)	審議官
寺村 映	審議官	予防課長
梅原 直	予防課長	予防課危険物保安室長
渡邊 洋 己	予防課危険物保安室長 併任 国民保護・防災部防災課防災情報室長	国民保護・防災部防災課防災情報室長
塚田 桂 祐	国民保護・防災部参事官	総務省大臣官房付

# 6月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防予第 207号	平成18年 6月 1日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁長官	「住宅防火推進宣言」の送付及び住宅防火対策の推進について
消防予第 208号	平成18年 6月 1日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	「住宅防火推進宣言」を踏まえた住宅防火対策の推進方策について
消防予第 213号	平成18年 6月 1日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	「消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件の一部を改正する件」及び「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件」の施行について
消防予第 214号	平成18年 6月 1日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	消防用設備等の点検要領の一部改正について
消防予第 215号	平成18年 6月 1日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	消防用設備等の試験基準の一部改正について
消防予第 216号	平成18年 6月 1日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	改正消防法に基づく住宅防火に係る市町村条例の改正状況及び改正の徹底について
消防災第 211号	平成18年 6月 2日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災課長	防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査結果について
消防消第 75号	平成18年 6月 9日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防・救急課長	平成17年度消防職員委員会の運営状況及び消防職員委員会の運営に関する留意事項について
消防消第 85号	平成18年 6月 15日	各都道府県消防防災主管部長 各(消防学校設置市)消防長	消防庁消防・救急課長	消防機関による適切な報道対応に関する教育について
消防総第 310号	平成18年 6月 16日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁総務課長	第9回全国消防広報コンクールの実施について
消防応第 93号	平成18年 6月 22日	各都道府県知事	総務大臣	緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画の変更について(通知)
消防応第 94号	平成18年 6月 22日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・政令市消防長	消防庁応急対策室長	緊急消防援助隊運用要綱の改訂について(通知)
消防応第 98号	平成18年 6月 27日	平成18年度緊急消防援助隊 各地域ブロック合同訓練 担当府県主管課長	消防庁応急対策室長	平成18年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練実施に伴う協定の締結について
消防危第 157号	平成18年 6月 30日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	液面揺動に伴い浮き屋根に作用する荷重の算出方法の一部見直しについて

# 広報テーマ

8 月		9 月	
① 防災訓練への参加の呼びかけ	<b>応急対策室</b> <b>防災課</b> <b>防災課</b>  <b>予防課</b> <b>防災課</b>	① 防災品の普及について	<b>予防課</b> <b>救急企画室</b> <b>防災課</b>
② 住民参加による防災まちづくりの推進		② 9月9日は救急の日	
③ 事業所に対する消防団活動への理解と協力の呼びかけ		③ 原子力防災の取組み等への理解の推進	
④ 火遊び・花火による火災の防止			
⑤ 外出先での地震の対処			



## 編集発行／消防庁総務課

住 所 東京都千代田区霞が関2-1-2 (〒100-8927)  
電 話 03-5253-5111  
ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

※「消防の動き」は、消防庁のホームページでもご覧いただけます。

編集協力／(株)近代消防社